

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第89号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第32号）

事件名：発達障害のICD-10コードが記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課に対する開示請求 発達障害のICD-10コードが記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令案について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月11日付け29受文科初第1781号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

省令案の開示請求をしていない（文書の特定に誤りがある。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令案について」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、以下2の記載の理由により、開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 文書の特定について

行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」においては、「特定課に対する開示請求 発達障害のICD-10コードが記載されて

いる文書」と記載されている。

ここでいう「ICD-10コード」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関が作成した分類の10回目の改訂版を指すものと解される。

そこで、本件対象文書の3頁、5頁及び6頁に「ICD-10コード」が記載されていることから、本件対象文書を開示したところである。

なお、念のため、課内の執務室、書庫などを探索したが、特定課においては、本件対象文書以外に「発達障害のICD-10コードが記載されている文書」の存在は確認できなかったことを申し添える。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書の特定について不備はなく、原処分を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、「特定課に対する開示請求 発達障害のICD-10コードが記載されている文書」の開示を求めるものであるところ、文部科学省では、平成29年2月14日付けで「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令」（以下「省令」という。）が公布・施行され、当該省令の概要及び当該省令中の用語の定義についての考え方等が記載されている「省令案について」（本件対象文書）を特定した。

イ 「省令案について」は、当該省令案の検討のために作成された文書であり、「ICD-10コード」を用いている部分の記載があることから、対象文書として特定したところである。

ウ 念のため、審査請求人が摘示する特定課において、本件対象文書の外に本件開示請求に該当するような文書がないか執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

エ 以上のことから、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず、原処分は妥当であったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司